

2019 年度 発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた
合理的配慮研究事業 成果報告書（Ⅰ）

実施機関名（ 山口県教育委員会 ）

1. 問題意識・提案背景

平成 28 年(2016 年)に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」により、障害のある人への不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務が明示された。県としては、これまで「障害を理由とする差別の解消の推進に関する学校教職員対応要領」の制定、各市町教育委員会と連携したチラシの作成・配布、各種研修会での理解促進、個別の教育支援計画への合理的配慮の記載方法の例示、合理的配慮協力員の配置による事例の収集等により、県内全ての学校での適切な合理的配慮の提供について普及を図ってきた。

その結果、各学校において合理的配慮の理解が進みつつあるものの、一方で、合理的配慮についてある程度知っていても、どのようなプロセスで決定・提供したらよいか分からないという声が多い状況であった。

また、ICT 機器等の支援機器の活用による合理的配慮の提供については、県内の各自治体や学校によって取組が異なる状況にあった。

このため、平成 30 年度より本事業を受託し、光市立光井小学校、光市立光井中学校の 2 校を研究指定校として、以下の 2 点を中心に実践研究を進めてきた。

① 個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した発達障害のある児童生徒への合理的配慮の提供から評価、見直しまでの一連の流れの検証、整理

② 中学校の定期試験を見据えた ICT 機器等の支援機器の活用による合理的配慮の提供

2 年次となる本年度は、1 年目の取組を踏まえてさらに事例を蓄積し、合理的配慮の提供から評価、見直しに至るプロセスモデルの構築と、ICT 機器の活用効果の検証を行った。

2. 目的・目標

《目的》

- 個別の指導計画や個別の教育支援計画の質の向上を図りながら、両計画を活用した合理的配慮の適切な提供や確実な引継について事例を収集する。
- 合理的配慮研究事業運営協議会を設置し、収集した合理的配慮の提供に関する事例の検証を行い、県内全ての学校の参考となるプロセスモデルを構築する。
- 指定校で得た知見を、通級による指導や通常の学級における授業づくりの改善・向上に資する研修会を通して還元する。

《拠点校の目標》

- 個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した発達障害のある児童生徒への合理的配慮の提供から評価、見直しまでの一連の流れを検証、整理し、プロセスモデルを提案する。
- 教材の開発等、ICT 機器の活用の効果を検証する。
- 小学校においては、幼稚園・保育園や中学校、中学校においては小学校や高等学校との連携の在り方を検討する。

3. 主な成果

- ① 個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した発達障害のある児童生徒への合理的配慮の提供から評価、見直しまでの一連の流れの検証、整理に関して

各指定校での実践の蓄積を通して、合理的配慮の検討、決定、提供に関するプロセスを明確化するとともに、校内体制を構築する上でのポイントを整理することができた。

整理した内容は以下のとおりである。

プロセス	取組の内容	ポイント
準備	<ul style="list-style-type: none"> ○校内の相談支援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・校内における相談窓口（特別支援教育コーディネーター）の周知 ・通常の学級担任と特別支援教育コーディネーター、通級による指導担当者間の連携の強化 ・既存の校内システム（会議・委員会等）を活用した体制の整備 ○教職員の一層の理解促進 <ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮の提供を含む特別支援教育に関する校内研修の実施 ○個別の教育支援計画等の記載内容の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○通常の学級担任や本人・保護者が特別支援教育コーディネーターに気軽に相談できる体制ができてきているかを確認する。 ○通級指導教室設置校においては通級による指導担当者もコーディネータ的役割を果たせるとよい。 ○会議や研修はできるだけ無理なく進められるよう工夫する。
意思の表明	<ul style="list-style-type: none"> ○本人・保護者の申出の受け止め ○本人・保護者からの申出がなくても、学校において合理的配慮の提供が必要と判断した場合は学校から提案 	<ul style="list-style-type: none"> ○受容的な姿勢で対応する。 ○学校から提案する際は、担当教員個人の判断ではなく、組織的に判断する。
調整	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者との相談の場の設定 ○対象児童生徒の丁寧な実態把握 <ul style="list-style-type: none"> ・学习上及び生活上の様子、家庭での様子 等 ・必要に応じて、客観的な情報収集のための検査等を実施 ○専門家と連携した対応の必要性の検討 ○校内委員会等における配慮の必要性や内容についての検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○合理的配慮の「3観点11項目」に沿って、多様な視点から検討する。 ○実態把握のための検査等が本人にとって心理的負担になることもあるので留意する。 ○この段階で、考えられる合理的配慮を試行的に提供することも実態把握の一つの方法である。
提案	<ul style="list-style-type: none"> ○本人及び保護者への合理的配慮の提供内容の提案、合意形成 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ <u>個別の教育支援計画等への記載</u> ○校内委員会や職員会議等における、合意した合理的配慮の内容についての校内での共通理解（<u>個別の教育支援計画等の活用による共通理解</u>） 	<ul style="list-style-type: none"> ○個別の教育支援計画等に記載する際に、合理的配慮の提供が、目標の達成につながっているかを確認する。 ○誰もが理解できるように、平易で分かりやすい記述を心がける。
評価	<ul style="list-style-type: none"> ○学習状況や学校生活等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○本人が合理的配慮の提供をどの

	○合理的配慮の提供に関する本人への聞き取り ⇒ 様子の変容や本人の心情、提供の妥当性等について、 <u>個別の教育支援計画上の評価欄</u> にまとめる。	ように捉えているか、提供によって学習等に取り組みやすくなったと実感しているかを丁寧に確認する。
見直し	○（必要に応じて）合理的配慮の内容を修正し、提供 ⇒ <u>修正した場合は個別の教育支援計画等に記載</u>	○見直しを行い、合理的配慮の内容を変更した際は、必ず学校全体（教職員、周囲の児童生徒）で再度周知を図る。

上記のプロセスに沿って、全校体制で組織的に取り組むことによって、小学校、中学校とも以下のような対象児童生徒の変容が見られた。

<小学校>

- ・ 学習意欲の向上及び苦手なことに挑戦しようとする意欲の向上
- ・ 自分から要求を伝えようとする場面の増加
- ・ 補助具等を活用する技能の向上

<中学校>

- ・ スムーズな学校生活への適応
- ・ 学習意欲の維持、向上
- ・ 心理的な安定と自己肯定感の維持

② 中学校の定期試験を見据えたICT機器等の支援機器の活用による合理的配慮の提供に関して

ICT機器の導入に当たり、本人・保護者の意向等を丁寧に確認した上で、プリントへのルビふりや教員による読み上げ等を行い、その後、段階的にタブレット端末を活用した合理的配慮の提供に移行した。

最初の段階として、プリントやテスト等の音声読み上げを具体的な合理的配慮の内容とした。実践を重ねていく中で、活用上の留意点として以下の内容が挙げられた。

- ・ 集団の中で本人が落ち着いて機器を活用できるようにするためには、教職員はもちろんのこと、周囲の生徒の理解を進めていくことが不可欠である。集団での学習における活用に向け、まずは通級による指導で個別的に練習することも一つの方策である。
- ・ 複雑な操作を必要とするのではなく、シンプルな操作で使えるようにする。タブレット端末はアプリケーションをインストールすることで様々な活用が可能となるが、導入期においてはある程度用途を絞り込み（本研究においては「読み上げ」、本人が有用性を実感できるようにすることが大切である。
- ・ 特に定期試験での合理的配慮の提供に関して、学校全体として組織的に取り組むことが重要であることから、合理的配慮の提供の目的や重要性等に関する校内研修の実施や会議等での共通理解が不可欠である。特別支援教育コーディネーターが管理職等と連携し、どれだけ調整力を発揮できるかが鍵となる。また、提供に当たっては、準備等に係る負担軽減の工夫が、持続的な取組としていく上で重要である（今回の研究においては、各教科担任が作成した定期試験のデータをそのまま使えるタブレット端末を選定した。）。
- ・ 読むことに困難のある児童生徒に対する音声教材の活用は有効であるが、まだ活用事例が少ないため、今後、事例の紹介を含め、一層の周知を図ることが必要である。

③ リーフレット「学校における合理的配慮の提供ーともに「学び」、ともに「輝く」ー」の作成

①、②での取組の成果等を広く普及するため、拠点校における事例や各学校の校内体制等を確認するためのチェックリスト等を掲載した上記リーフレットを作成した。作成したリーフレットは、県内全公立学校に送付するとともに、県教育委員会のWebページに掲載した。

4. 拠点校における取組概要

① 発達障害の可能性のある児童生徒のつまずきや困難な状況の認識・理解及び、適切な実態把握による合理的配慮の提供に関する研究

(イ) 通常の学級担当教員が児童生徒の実態把握に基づき、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を効果的に活用し、合理的配慮の実践を行う研究

<光市立光井小学校>

- 合理的配慮について教職員の理解を深めるための校内研修の充実
- 全教職員の連携による「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成及び活用
- 通常の学級担当教員と通級による指導担当教員の連携のための「個別の指導計画」の様式の検討及び作成
- 学校での気付きからスタートするプロセスモデルの整理及び実践
- デジタル教科書等の音声教材や児童の実態に応じた補助具の活用

<光市立光井中学校>

- 現在の分掌組織や校内資源を最大限活用したプロセスモデルの構築に向けた検討
- 教科担任制を考慮した「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の効果的な作成及び活用
- 通常の学級担当教員と通級による指導担当教員の連携のための「個別の指導計画」の様式の検討及び作成

② 合理的配慮の提供プロセスに関する研究

(エ) 中学校の定期試験におけるICT等支援機器を使用した合理的配慮の研究

<光市立光井中学校>

- 定期試験におけるタブレット端末を活用した音声読み上げの実践の蓄積
- ICT機器の活用による合理的配慮の提供を全校体制で効果的に行うための体制整備及び校内研修の実施
- ICT機器の活用による合理的配慮の提供の根拠となる実態把握（アセスメント）の充実

5. 今後の課題と対応

本研究で確認した合理的配慮の提供のためのモデルプロセスや、ICT活用の有用性及び活用上の留意点等を県内の各学校に普及し、「どの学校においても」適切に合理的配慮の提供が行われるよう、全県的な体制構築を一層進める必要がある。

今後、作成したリーフレットを、各学校の管理職や特別支援教育コーディネーターを対象とした研修等で配付、活用すること等により、ICT活用を含む合理的配慮の提供に係る具体的なプロセス等の一層の周知を図りたい。

また、各学校における合理的配慮の提供事例を幅広く収集して蓄積し、更なる普及を図ってきたい。

6. 拠点校について (小学校)

指定校名：光市立光井小学校												
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	51	2	47	2	50	2	49	2	54	2	60	2
特別支援学級	1		3		2		6		2		7	
通級による指導 (対象者数)	0		4		11		5		5		13	
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別 支援 教育 支援 員	スケー ルカウ ンセラ ー	その他	計
教職員数	1	2	0	27	1	0	1	1	2	0	2	37

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：2人

(うち1人は特別支援教育地域コーディネーター)

※特別支援学級の対象としている障害種：難聴、知的障害、肢体不自由、自閉症・情緒障害

※通級による指導の対象としている障害種：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害

(中学校)

指定校名：光市立光井中学校												
	第1学年				第2学年				第3学年			
	生徒数		学級数		生徒数		学級数		生徒数		学級数	
通常の学級	52		2		68		2		56		2	
特別支援学級	6				7				4			
通級による指導 (対象者数)	4				7				0			
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別 支援 教育 支援 員	スケー ルカウ ンセラ ー	その他	計
教職員数	1	1	0	18	1	1	2	1	1	1	3	30

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1人

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害、自閉症・情緒障害

※通級による指導の対象としている障害種：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害

7. 問い合わせ先

組織名：山口県教育委員会

担当部署：山口県教育庁特別支援教育推進室